

成年後見制度における市町村長申立 に関する意見等

一般社団法人 全国手をつなぐ育成会連合会

会長 久保 厚子



一般社団法人 全国手をつなぐ育成会連合会の概要

1. 設立年月日: 令和2年4月1日(前身団体は昭和27年設立)

2. 活動目的及び主な活動内容:

(一社)全国手をつなぐ育成会連合会は、知的障害者の権利擁護と政策提言を行うため、全国55の団体が正会員となり、正会員の各団体がそれぞれ役割を担う有機的なつながりをもつ連合体として活動していくことを目的として発足したものです。昭和27(1952)年に、知的障害児を持つ3人の母親が障害のある子の幸せを願い、教育、福祉、就労などの施策の整備、充実を求めて、仲間の親・関係者・市民の皆さんに呼びかけたことをきっかけに、精神薄弱児育成会(別名:手をつなぐ親の会)が設立。昭和30(1955)年に全国精神薄弱者育成会として社団法人となり、昭和34(1959)年には社会福祉法人格を得て全日本精神薄弱者育成会となりました。その後、平成7(1995)年には「社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会」と改称しましたが、急激に進む少子高齢化や、社会福祉法人のあり方の検討が行われる社会情勢のもと、障害者福祉の運動を進める団体としてふさわしい組織となるべく、平成26(2014)年に社会福祉法人格を返上し、任意団体として全国の育成会の連合体組織である「全国手をつなぐ育成会連合会」を発足。令和2年4月1日には、組織運営の透明性向上と活動の活性化を図るため、一般社団法人格を取得しました。

【主な活動内容】

- 全国大会・各ブロック・都道府県政令市ごとの大会開催
- 権利擁護セミナー、育成会フォーラムなどの開催
- 全国の55正会員への支援
- 機関誌「手をつなぐ」の発行(毎月) 約3万部発行

3. 加盟団体数(又は支部数等):

全国の55正会員は7つのブロックで地域連携を強化し、ブロックの活性化とともに、地方の特性を生かした活動にも力を入れていきます。ブロック活動と連合体を連携させながら、全国の正会員が持つ知識・情報・機能を合わせることで地方組織の活性化に役立つ活動を行います。(令和2年6月時点)

4. 会員数:

47都道府県育成会と政令指定都市育成会(加盟手続済8地区)が正会員となります。全国の育成会に所属する会員は約10万人です。このほか、活動を支えていただくための会員として「賛助会員」を募集しており、賛助会員の皆さまには機関誌「手をつなぐ」を毎月お届けします。(令和2年6月時点)

5. 法人代表: 会長 久保 厚子

成年後見制度における市町村長申立に関する意見

【視点2】

地方自治体の市町村申立担当部局に求めることについて

- (1) 確実な成年後見制度利用支援事業の予算確保
- (2) 親族調査等の迅速化（必要人員の配置）
- (3) 後見人等選任後のフォローアップ

(1) 確実な成年後見制度利用支援事業の予算確保

市長村長申立（以下「首長申立」という。）が行われる事案で親族等が経費負担するケースは稀であり、基本的には成年後見制度利用支援事業（以下「支援事業」という。）の利用が前提となるが、支援事業の予算が十分に確保されておらず、実質的に確保予算に合わせて首長申立の実務をコントロールしているかのように見受けられる市町村も散見される。障害分野において支援事業は地域生活支援事業の中でも必須事業となっており、確実な予算確保が求められる。

ただし、市町村が十分に予算措置できない背景には、介護保険法であれば地域支援事業、障害者総合支援法であれば地域生活支援事業の制度設計（支援事業を充実させようとすると市町村独自財源の持ち出しが増える仕組み）そのものに課題があるため、この点を含めての議論が不可欠と考える。

成年後見制度における市町村長申立に関する意見

【視点2】

地方自治体の市町村申立担当部局に求めることについて

- (1) 確実な成年後見制度利用支援事業の予算確保
- (2) 親族調査等の迅速化（必要人員の配置）
- (3) 後見人等選任後のフォローアップ

(2) 親族調査等の迅速化（必要人員の配置）

親族調査等について、国の通知ではまず2親等親族の有無を確認し、いない場合に限って4親等親族に申立意向を確認することとなっているが、首長申立に至る事案では2親等親族がいないか音信不通であることが多い。そのため意向調査を4親等親族まで広げることとなるが、通常業務と並行しての作業となることが大半なため、申立までに1年近くを要したケースも確認されている。

首長申立が必要とされる背景には一定以上の緊急性が想定されるが、にも関わらず申立が遅々として進まない状況は望ましくない。少なくとも2親等親族がいないことが確認された場合には、確実に応援職員を配置するなどして可能な限り迅速な首長申立が実現できるだけの人員配置が求められる。また、親族調査に時間を要する場合には積極的な行政措置（やむを得ない措置）の発動も必要と考える。

成年後見制度における市町村長申立に関する意見

【視点2】

地方自治体の市町村申立担当部局に求めることについて

- (1) 確実な成年後見制度利用支援事業の予算確保
- (2) 親族調査等の迅速化（必要人員の配置）
- (3) 後見人等選任後のフォローアップ

(3) 後見人等選任後のフォローアップ

首長申立により後見人等が選任された後は、基本的に後見人等が障害福祉サービス事業所などと連携して非後見人等を支援することとなるが、申立者であり、かつ後見人等の報酬支払者（支援事業が適用されている場合）でもある市町村が、選任された後見人等と定期的に意見交換等を行う仕組みにはなっていない。後見人等に対する行政介入を意図するものではないが、市町村が申立費用や報酬を支払っているのだとすれば、公金支出に対する説明責任が生じることもあり、何らかのフォローアップが必要であると考える。

なお、このフォローアップについては、成年後見制度利用促進法における「中核機関」が担う「後見人支援機能」を活用することで実効性を担保する方法も有効と思われる。

成年後見制度における市町村長申立に関する意見

【視点3】

利用者やその家族の視点から見て、虐待事案等において、親族への申立の意向調査が省略されることについてどのように感じるか

(1) 虐待事案等における意向調査省略について

虐待事案において親族の意向調査を省略することについては、障害者（高齢者）虐待防止法における「養護者支援」の観点から、十分に慎重な検討が必要と考える。

まず、養護者による虐待が理由に一刻を争うような状況であれば、首長申立ではなく「やむを得ない措置」により緊急一時保護対応することが適当であり、実際にもそのように運営されていると考えられる。これにより、少なくとも本人の安全は確保されていることから、緊急的に首長申立をする必要性は低いといえる。他方で、養護者による障害者虐待においては、世帯に対する公的支援が薄く、家族が抱え込んだ結果として暴力行為等が虐待認定されるケースも多いため、市町村が虐待を理由に親族（虐待者である養護者）への意向調査を省略することで、養護者支援をも置き去りにされてしまうのではないかという強い懸念がある。